

(一) 本委員会ハ指名係員及ヒ送出席者ヲ以テ組織シ前者ハ企業主之ヲ指名シ後者ハ職工中ヨリ之ヲ送出席スルコト

(二) 送出席資格ハ年齢三十歳以上、勤続六ヶ月以上ノ者

(三) 指名係員ノ数ハ送出席者ノ数ヲ超ハサルコト

三、

(一) 送出席係員ノ数ハ 一人ニ付一人トシ以上 一人ヲ超スル毎二人ヲ増シ總數 一人ヲ超エサルヘキコト

(二) 本委員会組織ノ一單位(工場又ハ職場)内ニ於テ一定數以上ノ組織セラルル職工ノ團體アリタルトキハ其團體ハ獨立ノ送出席者トナルコト

(三) 右ノ労働團體ニ屬スル職工ヲ除キタル残余ノ職工ハ一組織單位内ニ於テ 一人ニ滿タカシ場合ト雖一人ノ係員ヲ 送出席得ルコト

四、

(一) 本委員会ハ二年四回以上之ヲ開クコトヲ要シ其他必要ニ依リ臨時会ヲ開キ得ルコト

(二) 本委員会ノ決議ハ出席係員ノ多數決ニ依リ可否同數ノ場合ニハ議長之ヲ決スルコト

(三) 議長ハ係員ノ投票ニ依リ之ヲ送任ス

五、本委員会ハ労働條件並ニ保健衛生、危害防止、補償、互助共済、娯樂休養、風紀教育、其他福利増進事項ニ付企業主ノ諮問ニ依リ又ハ自ら提案スル審議調査シ其決議ヲ企業主ニ提出スルコト

(二) 要求條件

一、工場立憲制ヲ採用シ且團體交渉權ヲ確認スルコト
二、左ノ標準ニ依リ退職手当ヲ支給スルコト